イ　大学において医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、微生物学、医動物学、情報科学概論、検査機器総論、医用工学概論、臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）及び臨床免疫学の各科目を修めて卒業した者（令和８年３月11日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

ただし、平成元年12月31日までに大学において、生理学、解剖学、病理学、微生物学及び生化学の各科目を修めて卒業した者に対しても、受験資格を認める。

⑹　外国の法第２条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑺　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和45年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、改正法の施行の際（昭和46年１月１日）現に改正法による改正前の衛生検査技師法（昭和33年法律第76号。以下「改正前法」という。）第15条第１号の規定により指定されている学校において、３年以上改正前法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能の修習を終えているもの又は当該学校において改正法の施行の際現に同条に規定する検査に必要な知識及び技能を修習中であって、その修習を改正法施行後に終えたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）様式第５により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は臨床検査技師国家試験運営本部事務所若しくは臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床検査技師養成所又は臨床検査技師国家試験運営本部事務所若しくは臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

エ　４の⑶に該当する者（外国で医師免許又は歯科医師免許を受けた者を除く。）が提出する書類　医師免許証の写し又は歯科医師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の⑷のア又はイに該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は獣医師免許証の写し若しくは薬剤師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　４の⑷本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類及び平成27年４月１日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑷ただし書に該当する者であって、平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）又は令和４年３月31日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑷ただし書に該当する者であって、令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）

カ　４の⑸に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　大学において４の⑸本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑸ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類及び平成27年４月１日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑸ただし書に該当する者であって、平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）又は令和４年３月31日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑸ただし書に該当する者であって、令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）

キ　４の⑸ただし書のイに該当する者が提出する書類　４の⑸ただし書のイに規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑸ただし書のイただし書に規定する科目を修めたことを証する書類

ク　４の⑶に該当する者のうち、外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者又は４の⑷のウに該当する者が提出する書類　当該免許証の写し等当該規定に該当することを証する書類の写し及び訳文（公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。）

ケ　４の⑹に該当する者が提出する書類　臨床検査技師国家試験受験資格認定書の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

コ　４の⑺に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは卒業証書の写し又は卒業証明書

㋑　教科課程を明らかにした書類

なお、４の⑴又は⑵に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷又は⑸に該当する者であって、卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を、令和８年３月11日（水曜日）午後２時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

また、４の⑴、⑵、⑷、⑸又は⑺に該当する者で卒業証書の写しを提出するものにあっては、臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に卒業証書の原本を提示し、原本照合を受けること。